

【基本目標Ⅱ 「人と自然が共にある環境の保全」を達成するための主要施策】

(1) 多様な自然環境の保全

【施策の目標】

すぐれた自然、及び里地里山などの森林や農地、河川、海岸など、本県の多様な自然環境を保全するための目標を次のとあります。

◆地域が育んできた多様な自然環境を将来にわたり確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

自然環境の保全地域の面積を56,800haにします。<平成14(2002)年度の現状値：50,013ha>

【数値目標の説明】

「自然環境の保全地域の面積」は、①自然公園特別地域（現状値49,775ha）、②県自然環境保全地域特別地区（現状値238ha）、③里地里山保全活動計画の認定計画区域（現状の認定区域なし）の合計面積です。

現状と課題

- ◆ 本県には、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園のほか国定公園2か所、県立自然公園5か所が指定され、その広さは約2,050km²と県土面積の35%を占めています。また、「三重県自然環境保全条例」に基づき、すぐれた天然林や野生動植物の生息・生育地などを保全するために4か所459haの自然環境保全地域を指定しています。
- ◆ このような法及び条例の地域指定制度を活用してすぐれた自然を保全するためには、適宜、指定地域の見直し、拡大を進める必要がありますが、土地利用上の制約を伴う新たな地域の指定等は進みにくい状況となっています。
- ◆ 人の生活との関わりの中で形成されてきた里地里山は、多様な野生動植物の生息、生育の場となるなど地域特有の自然環境を形づくってきましたが、中山間地域を中心として管理や耕作の放棄などによる荒廃が進んでいます。
- ◆ 本県の多様な自然環境を適切に保全するため、すぐれた自然環境を有する地域については、土地所有者等の理解と協力を得ながら保全を進める必要があります。また、里地里山などについては、県民の参加と協働のもとでの保全に取り組んでいく必要があります。

主要施策

ア むすびの自然の保全

すぐれた自然の風景地や天然林などを保全するため、「自然公園法」、「三重県立自然公園条例」、「三重県自然環境保全条例」に基づき、自然公園区域や三重県自然環境保全地域における土地の改変等の行為を規制し、それぞれの地域特性を踏まえた適正な保全を進めます。

また、県内の自然環境に関する調査を進め、その結果を踏まえながら、三重県自然環境保全地域の指定や県立自然公園に係る公園計画の策定を進めます。

イ 里地里山等の保全

住民、事業者等の団体による里地里山の保全活動を促進するため、「三重県自然環境保全条例」に基づく里地里山保全活動計画の認定制度等の普及を促進し、保全活動を行う団体への情報の提供や技術的支援を行います。

また、多様な野生動植物の生息・生育場所である里地里山の環境を保全するため、公共事業の実施に当たっての環境配慮の徹底を図るとともに、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減を促進します。

ウ 水辺環境の保全

良好な水辺環境を有する地域については、三重県自然環境保全地域としての指定などによる保全措置を検討するとともに、多様な水辺環境を保全するため、河川の特性に応じた多自然型川づくりや渓流の自然環境の保全に配慮した砂防事業を進めます。

また、周辺の自然環境、土地利用状況に配慮し、河川の特性に応じた豊かな自然環境の保全と回復を進めます。

湖沼、湿地や海岸については、それぞれの特性に応じ、良好な自然環境を保全し、再生するとともに、多様な野生動植物の生息、生育や渡り鳥等の水鳥類の採餌、繁殖等の場所として重要な地域の保全を進めます。

(2) 生物の多様性の確保

【施策の目標】

希少な野生動植物を保護し、地域の生態系の多様性を確保するなど、生物の多様性の確保を図るための目標を次のとあります。

◆野生動植物の生息・生育環境を保護、保全し、生物の多様性を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

県指定希少野生動植物種の保全率を100%にします。<平成14(2002)年度の現状値：未指定>

【数値目標の説明】

三重県自然環境保全条例に基づき指定された県指定希少野生動植物種のうち、生息、生育が確保されている種の割合です。

県指定希少野生動植物種保全率 = (指定種数 - 野生絶滅種数) / 指定種数 × 100

※ 県指定希少野生動植物種は、平成16(2004)年度以降に、逐次指定を進めていきます。

現状と課題

- ◆ 近年、各種の開発事業など人間活動に伴う環境への負荷や、森林や農地の管理不足などによる野生動植物の生息、生育の場の減少や劣化、さらには乱獲や移入種の影響などにより、野生動植物の個体数が減少し、絶滅のおそれが増えつつある種も出てきています。
- ◆ 「自然のレッドデータブック・三重」(平成7年3月、三重自然誌の会編著)によると、本県で絶滅のおそれのある植物は322種、動物は136種とされています。

現在、県内の学識者や専門家の協力を得て、新たなレッドデータブックのとりまとめに向け取り組んでおり、今後はこの知見や調査をもとにした野生動植物種の保護対策を進める必要があります。

- ◆ 野生鳥獣の生息環境を守るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき 81,070 ha (98か所) の鳥獣保護区を設定しています。ニホンザル、ニホンジカなど、農林水産業被害等による人間との軋轢を生じている鳥獣については、その生態に応じた適切な対策を進める必要があります。

主要施策

ア 貴重・希少な野生動植物の保護

県内の野生動植物に関する調査を進め、希少な野生動植物の生息・生育状況を把握し、その結果を踏まえて「三重県版レッドデータブック」を作成します。特に保護の必要がある野生動植物種については、「文化財保護法」等に基づく天然記念物の指定、「三重県自然環境保全条例」に基づく県指定希少野生動植物種の指定や生息・生育地の改变行為の規制などにより、種の保護と生息・生育環境の保全を進めます。

また、県指定希少野生動植物種などの絶滅のおそれが高い種については、その生息・生育状況等の調査を行うなど、県内の野生動植物に係る情報を整備し、これらの情報を県民に適切に提供することにより、野生動植物の保護意識の普及、啓発を行います。

イ 地域の生態系の保全

地域の特性を踏まえた森林、里地里山、水辺、藻場の保全及び再生を進めるとともに、都市地域等における緑化など、野生動植物の生息・生育環境の保全と質の向上に取り組みます。さらに、「三重県自然環境保全条例」に基づく県希少野生動植物監視地区や県自然環境保全地域や都市公園などを核として、野生動植物の生息・生育空間を、河川や海岸などの水と緑によって有機的に連携させ、生態的なつながりを確保していきます。

地域の生態系を保全するため、住民、NPO、事業者等の自主、協働による保全活動に対する情報提供や技術的支援等を行い、自然とのふれあいを通じた保護活動などを促進します。

また、鳥獣の生息環境の保全のため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の設定、管理を中心とする生息環境の整備を進めます。人間との軋轢を生じている鳥獣については、地域の関係者との連携のもとで、その生態に応じた対策を促進します。

さらに、地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすある移入種については、放逐などの禁止を徹底するとともに、ブラックバス等の特定の魚類の増殖を抑制するなどの対策を講じます。

一定規模以上の開発事業等に対しては、環境影響評価制度などにより事業者に必要な環境配慮を求めるとともに、事業の構想や計画の段階において環境保全上の配慮が徹底されるような制度の充実を図り、地域生態系への影響を軽減します。

(3) 自然とのふれあいの確保

【施策の目標】

自然公園やその他の森林、水辺地等を整備し、その活用の増進を図るなど、良好な自然環境とのふれあいを確保するための目標を次のとあります。

◆やすらぎやうるおいを与え、豊かな自然にふれあえる場を確保します。

【平成 22(2010)年度の数値目標】

自然公園等の良好な自然環境とのふれあいに満足している県民の割合を 67 点にします。<平成 14(2002)年度の現状値：60 点>

【数値目標の説明】

県内の国立・国定公園を利用した県民を対象に、毎年、国立・国定公園内 4か所でアンケート調査を行い、大変よい(80点)、よい(60点)、わるい(40点)、大変わるい(20点)の回答区分をもとに加重平均値として算出した指標です。

現状と課題

- ◆ 近年の生活様式の変化や余暇時間の増加などにより、農山漁村地域での豊かな自然とのふれあいや農林漁業体験などを通して余暇を過ごそうとする人が多くなってきています。また、学校の週 5 日制や総合教育の推進などで、身近な水辺や里山等が、子供たちの学習の場や情操を育む場として注目されています。
- ◆ 県では、自然公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の整備と管理を行つてあり、自然とのふれあいの場として利用されています。
- ◆ 森林における休息や余暇活動を促進するため、保健保安林で散策路、休憩施設等を整備するとともに、河川敷や農業用ため池などを活用し、身近な自然や水とふれあう場の整備を行つてあり、身近な自然とのふれあいの場として利用されています。
- ◆ 最近では、里地里山などの身近な自然の保全活動を通じて自然と関わろうとする人が増えつつあり、このような住民等の自主的な活動を促進していく必要があります。

主要施策

ア 自然公園等の整備・活用

自然公園における豊かな自然とのふれあいを図るために、公園利用施設や自然遊歩道などの適切な整備や安全確保のための維持管理を行います。また、自然公園指導員や三重県自然環境保全指導員、関係市町村等と協力して巡回監視を実施するなど、自然公園等の保護管理と利用の適正化を進めるとともに、自然学習や自然探勝の機会の増進と充実を図ります。

また、三重県民の森、上野森林公园、北勢中央公園等は、都市近郊における自然とのふれあいの場としての整備と活用を進めます。

イ 森林・水辺等の保全・活用

森林浴や野外活動など、森林に対する県民の多様な要望に応えるため、地域の実情や利用者の意向等を踏まえた多様な形態の森林の整備を進めます。また、森林の案内

や野外活動の指導者の養成と確保、活動の手引き等の整備、活動のための場の確保など、森林とのふれあいを促進するための条件を整備します。

河川、湖沼、ため池、海岸等の水辺とのふれあいを確保するため、多様な野生動植物が生息、生育する良好な水辺空間を保全、整備し、地域住民が自然とふれあう場としての持続的な利用を進めます。

また、農山漁村で余暇をすごすグリーンツーリズムを促進するため、市町村や地域住民との連携のもとに、そのための基盤となる施設等の整備を進めるとともに、温泉地については、温泉源の保護と安全で衛生的な利用を促進します。

(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

【施策の目標】

森林や農地、沿岸海域が持つ各種の公益的機能を維持、増進するなど、それぞれの環境を保全するための目標を次のとあります。

◆森林や農地、沿岸海域が持つ多様な公益的機能を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

公益的機能を発揮するための森林、農地、沿岸海域の整備面積(累計)を122,500haにします。<平成14(2002)年度の現状値：12,900ha>

【数値目標の説明】

「公益的機能を発揮するための森林、農地、沿岸海域の整備面積」は、①人工林(民有林)における植栽、下刈、間伐等の森林整備面積(現状値 11,122ha)、②三重県型デカッピング事業により適正管理を行う農地等面積(現状値 1,777ha)、③藻場の造成面積(現状値 2ha)の合計面積(累計)です。

※ 平成22(2010)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値に平成22(2010)年度までの各年度の整備予定面積を加えたものです。

現状と課題

- ◆ 県土面積の約65%を占める森林は、多様な自然を形成する基盤となるものですが、林業を取り巻く経済情勢の変化や森林管理の担い手不足などにより、保育管理が行き届かず、森林の荒廃が見られます。また、中山間地域の農地においても、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地が見られます。
- ◆ 県では、三重県型デカッピングや中山間地域等直接支払交付金による担い手確保対策、耕作放棄地の発生防止対策等を講じてきましたが、県内の森林や農地の適切な維持、管理を確保するためには、さらに一層の対策が必要です。
- ◆ 森林、農地が有する多くの公益的機能の維持、増進に向けて、森林ゾーニングに基づく適正な保全と整備、森林、農地の担い手となる後継者の育成やボランティア等の組織化や活動の支援などを一層推進していく必要があります。
- ◆ また、本県は1,095kmに及ぶ海岸線を有していますが、伊勢湾沿岸では過去の大災害の経験から防護を主に進められた海岸整備や沿岸域の開発により、自然の海岸線や藻場、干潟が減少し、また熊野灘沿岸では砂礫質海岸の侵食が見られます。このため、藻場や干潟の保全と再生、砂浜の侵食防止等を進め、これらの沿岸域の自然環境

を保全していく必要があります。

主要施策

ア 森林環境の保全

地域森林計画に基づき、県内の森林を「生産林」と「環境林」に区分し、環境林については、市町村等が行う森林整備に対する支援を行います。

また、担い手の確保や県産材の利用推進など、林業生産活動の振興を通じた森林の保全、育成を図るとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の無秩序な開発を防止します。

さらに、上流と下流が一体となった住民、事業者、市町村との連携と協力のもとで、水源の涵養や土砂の流出の防止、二酸化炭素の吸収と固定、生物多様性の確保など、森林の持つ公益的機能を高度に發揮させるための新たな仕組みづくりの検討を進めます。

イ 農地環境の保全

農地が保有している洪水の調整機能や地下水の涵養機能などの多様な公益的機能を維持するため、農業の担い手の確保と育成による持続的な農業を推進するとともに、生態系の保全、親水性や景観に配慮した農地や用排水路等の整備を進めます。

特に、中山間地域の農林地等の公益的機能を維持、増進するため、都市と農山村の交流の促進による都市住民の農林業活動への参加や、雇用創出のための地域産業の育成などを進め、多様な担い手による農林地等の管理活動を促進します。

また、化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用、家畜ふん尿の適切な処理と有効利用など、環境への負荷の少ない環境保全型農業を促進します。

ウ 沿岸海域環境の保全

沿岸海域における多様な野生動植物の生息、生育の場を確保し、魚類の再生産や水質浄化などの公益的機能を維持あるいは回復するため、保護水面等の各種制度を活用しつつ、藻場や干潟の適正な保全と復元に取り組みます。

また、伊勢湾や熊野灘沿岸に残された良好な砂浜や礫浜海岸を保全し、砂浜等での水質浄化機能や海岸域の野生動植物の生息・生育環境を確保するため、侵食により減少しつつある砂浜の調査や侵食対策と復元を図ります。港湾や漁港区域内においては、水質浄化など良好な海域環境の再生を進めます。